

令和7年度山形県学校人材マッチングサイト  
業務委託仕様書（企画提案用）

山形県教育局  
教職員働き方改革推進室

## 1 委託業務の名称

令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

近年、産育休を取得する教職員の増加や臨時的任用職員の候補者の減少傾向がみられ、また学校現場からは目的別の外部人材活用のニーズが高まっている。本県では現在、これらの人材確保にあたって、電話や電子メール等を用いた人材発掘や、紙媒体の登録票による登録者管理を行っており、新規人材確保に要する業務負担が増大している。

そのため、人材確保のDX化を推進し、ユーザーの利便性向上を図ることで新たな潜在的人材を確保するとともに、任用担当者の業務負担を軽減し、働き方改革を推進するため、山形県学校人材マッチングサイトの構築を行うものである。

## 4 委託業務内容（詳細は別紙1「令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託内容」による。）

- (1) マッチングサイトシステムの構築
- (2) マッチングサイトの開設
- (3) マッチングサイトの周知資料作成
- (4) マッチングサイトの登録方法及び操作マニュアルの作成
- (5) 市町村教育委員会及び公立学校向けオンライン説明会の実施
- (6) システムの保守運用

## 5 委託業務の対象経費

4に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認められない。

なお、経費は、他の事業と経理を区分し、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、事業終了後は県の確認を受けることとする。

<認められない経費>

- ・ハード面の経費（施設等の設置又は回収に必要な経費、土地、建物等を出臈するための費用）は認められないこと。
- ・パソコン、OA機器、電話機等については、ソフトウェアも含めて、「リース」によるものとし、購入しないこと。
- ・飲食代は認められないこと。

## 6 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

## 7 委託業務に係る成果品等

### (1) 成果品の提出期限

受注者は、次の成果品をそれぞれの提出期限までに納品し検査を受け合格しなければならない。ただし、提出期限は、発注者の指示により変更することがある。

## (2) 成果品

次に示す成果品は Word、Excel、PowerPoint 等の形式により作成し、当該電子ファイル又は PDF 形式によるもの並びに印刷製本したもの 1 部を納品すること。

### ① 業務実施計画書（提出期限：契約締結の日から 10 日以内）

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務従事者の氏名、業務経歴、担当業務内容、組織としての後方支援体制を含めた実施体制図、及びプロジェクト管理方法を記載した業務実施計画書を提出期限までに提出し、発注者の承認を得ること。

### ② 業務委託実施報告書（提出期限；アは県が指定する日まで。イは令和 8 年 3 月 27 日まで。）

本業務委託により実施した成果を「4 業務委託内容」に示す業務委託項目ごとに次によりとりまとめ提出すること。使用する書式については、案を作成した上で発注者と協議し、定めること。

#### ア 業務実施報告

各業務委託項目の実施結果について、3 か月ごとに報告すること。

#### イ 最終報告

令和 8 年 3 月に最終報告書により本業務の報告を行うこと。

## 8 秘密の保持

受注者は、本業務実施に当たり、次の要件を遵守すること。

- (1) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本県から入手する資料及び業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、本県に対して一切の責を負うものとし、本県の指定した目的以外への使用及び第三者への提供を禁止する。
- (3) 受注者は、情報資産を業務遂行以外の目的で複製及び加工してはならない。
- (4) 受注者は、業務終了後、提供された情報資産を返還すること。
- (5) 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た情報資産をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティに関する事項を周知すること。

## 9 業務の引継

受注者は、契約期間が終了するまでに後任の受注者が契約式から円滑に業務を遂行できるようにすること。

## 10 その他留意事項

受注者は、本業務実施に当たり、以下の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、本県の承諾なく業務従事者変更をしてはならない。ただし、退職、病気等でやむを得ない場合は、本県の同意を得て同等以上の業務遂行能力を有する者に変更できるものとする。
- (2) 受注者は、関連する他の業務との協調に留意し、業務全体の円滑な推進を図ること。また独立した第三者として、中立的な見地で業務を行うこと。
- (3) 受注者は、委託期間満了後、本県から本業務に関し照会があった時は、その照会に適切に応じること。なお、照会に応じる期間は委託期間終了の日から 3 か月間とする。
- (4) この仕様書に定める者の他、本業務の遂行上必要となる事項については、双方協議のうえこれを実施するものとする。

## 令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託内容

## 1 マッチングサイトシステムの構築

## (1) 概要

- ・山形県学校人材マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）のトップページ及び基本デザインは、事業の趣旨を十分に考慮し、レイアウトや配色に留意して見やすいデザインとすること。また、委託者の意向を尊重すること。
- ・ログインするユーザーIDにより、各々の権限に応じた画面の表示、情報の修正等が行えるようにすること。
- ・マッチングサイトのトップページ及び基本デザインは、委託者からの依頼により定期的にシステム改修をできる仕様とすること。
- ・マッチングサイトのトップページで、県内4地区（村山地区、最上地区、置賜地区、庄内地区）を選択し（複数地区選択も可とする。）、各地区の募集状況を閲覧や新規募集を作成できる仕様とすること。
- ・マッチングサイトにおける募集や新規募集作成は、一定期間の任用情報（臨時的任用職員や産育休代替職員、部活動指導員など）のほか、スポット的に実施する学校行事（地域活動体験、講演会なども含む。）に関することを行うことができるものとする。

## (2) 動作要件

以下のブラウザでの動作を保証すること。

- ・ChromeOS・Windows・MacOSの最新の主要ブラウザ<sup>※</sup>で正常に動作・表示できることとする。  
※GoogleChromeやMicrosoft Edge、Safari等
- ・スマートフォンについても、最新のiOSやAndroidの標準ブラウザでも正常に動作・表示できることとする。

## (3) 機能

マッチングサイトの機能は以下を基本とし、詳細については委託者と十分に協議して決定する。

## ① アカウントの種類

- ア 管理者アカウント：委託者用アカウント
- イ 準管理者アカウント：市町村教育委員会及び山形県内公立学校アカウント
- ウ 子アカウント：登録者向けアカウント

## ② 各アカウントに付与される機能

- ア 管理者アカウント
  - ・登録人材の情報を閲覧及びExcel形式等でダウンロードできること。
  - ・準管理者アカウントの募集掲載状況や登録者とのマッチング状況を閲覧できること。
  - ・不適切なコンテンツやユーザー、不正使用の可能性が疑われるアカウントに対する対応（非公開、削除等）ができること。
  - ・登録者からの教育支援応募内容を地域、カテゴリ、対象学年などで絞り込んで検索や閲覧及びExcel形式等でダウンロードできること。
  - ・各募集に合致する登録者を候補者リストとして一覧表示及びExcel形式等でダウンロードできること。
  - ・候補者リストの中から任意で選択した登録者に対して、対象案件のスカウト通知を一斉に送信できること。
  - ・候補者とのチャット等による連絡機能を有すること。
  - ・システム上で各案件の進捗管理が行えること。
  - ・新規募集を立てることができること。
- イ 準管理者アカウント
  - ・登録人材の情報を閲覧できること。
  - ・準管理者アカウントの募集掲載状況や登録者とのマッチング状況を閲覧できること。

- ・登録者からの教育支援応募内容を地域、カテゴリ、対象学年などで絞り込んで検索や閲覧及び Excel 形式等でダウンロードできること。
- ・各募集に合致する登録者を候補者リストとして一覧表示できること。
- ・候補者リストの中から任意で選択した登録者に対して、対象案件のスカウト通知を一斉に送信できること。
- ・候補者とのチャット等による連絡機能を有すること。
- ・システム上で各案件の進捗管理が行えること。
- ・新規募集を立てることができること。

#### ウ 子アカウント

- ・氏名、年齢、活動可能地域または市町村、連絡先（メールアドレス等）、対応可能な分野や具体的な教育支援を入力し、人材登録ができるようにすること。
- ・募集の分野等により、公開されている募集情報を検索することができるようにすること。
- ・人材登録後、提供可能な教育支援の内容や提供可能期間、地域についてシステムから登録できること。また、登録内容は随時更新・管理できること。
- ・登録した教育支援に対して、学校や教育委員会から申し込みを受け付けられること。
- ・管理者及び準管理者が投稿した教育支援依頼を閲覧し、自身の提供可能な内容に応じて提案を送信できること。
- ・アカウント登録時に登録した活動可能地域等から依頼があった際、依頼内容をメールで通知を受けるお知らせ機能を付すこと。ただし、お知らせ機能は、登録者による選択制とすること。

## 2 マッチングサイトの開設

マッチングサイトの開設及び運営管理については、次のとおりとする。

- ・サーバは、受託者において手配し、独立した人材バンクとして開設すること。
- ・マッチングサイトは、原則1日24時間、365日の稼働を可能とすること。
- ・マッチングサイトの開設に当たっては、セキュリティには万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス等への必要な対策を講じること。
- ・マッチングサイトのテストサイトの開設は令和7年11月末を、実装サイトの開設は令和7年12月末を目途として行うこと。

## 3 マッチングサイトの周知資料作成

マッチングサイト周知用のポスター300枚とリーフレット用データを作成することとする。

なお、ポスターはA0版カラー片面印刷とし、リーフレットデータはA4版PDFファイルとする。

## 4 マッチングサイトの登録方法及び操作マニュアルの作成

マッチングサイトの登録方法や操作マニュアルについて、利用者が見易い操作マニュアルを作成し、A4版両面2枚以内（縦又は横は任意）で印刷物として配布できるようにすること。

## 5 市町村教育委員会及び県立学校向けオンライン説明会の実施

マッチングサイト開設後、市町村教育委員会指導主事や管理主事及び公立学校管理職向けのオンライン説明会を、委託期間終了までの間に2回以上実施すること。

なお、説明会の実施期日や周知方法については、委託者と受託者において協議して決定する。

## 6 システムの保守運用

- ・マッチングシステムの脆弱性については、受託者において常に監視し、セキュリティーホールの排除等を速やかに行うこととする。
- ・委託者及び利用者からの問合せに対する対応窓口については、受託者において実施することとする。なお、対応窓口の開設日と開設時間は、受託者の規定に基づく正規の勤務時間とする。